

＜事務連絡＞
令和3年1月5日

漁業用燃油価格安定対策事業
事業参加契約団体 御中

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
＜公印省略＞

令和2年度第3四半期(令和2年10～12月)の補填判定結果について

【 漁業用燃油 】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年度第3四半期(令和2年10～12月)の平均原油価格につきましては、29,316.6円/klで価格差補填の基準価格である41,363.0円/klに達しなかったこと及び急騰対策補填の発動要件を満たさなかったため、補填発動されない旨をご連絡いたします。

なお、購入実績数量の報告につきましては、2月末までにお願います。
(購入実績数量の報告シートにつきましては、後日送信いたします)

令和2年度第3四半期(令和2年10～12月)の平均原油価格				
10月	11月	12月	合計	四半期平均
26,920.0	28,500.0	32,530.0	87,950.0	29,316.67 円/kl

－	価格差補填	
	価格差補填の基準価格 (7中5平均原油価格)	41,363.0 円/kl

－	急騰対策補填		
①	－	7中5平均原油価格 (41,363.0 円/kl) × 85%	35,158.5 円/kl
②	－	直前四半期の平均原油価格 (28,673.3 円/kl) × 120%	34,408.0 円/kl
	－	前年同期の平均原油価格 (42,470.0 円/kl) × 120%	50,964.0 円/kl
③	－	2年前同期の平均原油価格 (47,876.6 円/kl) × 140%	67,027.3 円/kl
		急騰対策基準価格 (発動なし)	0.0 円/kl

※1②について両条件を満たす場合においては、条件を満たす直近の価格を優先して採用します。
補填単価の算出には平均価格の100%を用いて算出します。

※2②の条件をいずれも満たさないとき、③の条件を満たしていれば前年同期の平均原油価格を採用します。

以上